

# 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

## 1 軽度者に対する福祉用具の例外給付について

軽度者（要支援 1・2、要介護 1 の方）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい以下の種目は、原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置」については、要支援 1 から要介護 3 までの方が軽度者となり、原則、福祉用具貸与費の算定はできません。

しかしながら、一定の要件を満たす場合は、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、福祉用具貸与費の算定が可能となる場合があり、その判断基準によっては、市への確認手続き（確認申請書等の提出）が必要になります。

### 【対象外種目】

- 車いす及び車いす付属品
- 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具及び体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

## 2 軽度者に対する福祉用具の例外給付の判断基準

軽度者に対し、福祉用具貸与の例外給付を行う場合には、以下の順により貸与の必要性を判断してください。

### （1）基本調査による判断

まずは直近の認定調査結果により、別表で定める基本調査の結果を確認してください。

該当する場合は、福祉用具貸与費の算定が可能となります。

この場合、市への確認申請手続きは不要です。

## 別表

対象外種目	利用者等告示第31号のイで定める状態像の者	利用者等告示第31号のイに該当する基本情報調査結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者  (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

## (2) 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」の【日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの】及び、「移動用リフト」の【生活環境において段差の解消が必要と認められるもの】については、該当する基本調査結果がありません。

そのため、主治医から得た情報、及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーなどが判断することとなります。

この場合、市への確認申請手続きは不要です。

なお、例外給付の必要性の判断の見直しについては、居宅介護サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行っていただくようになります。

⇒要介護認定又は要支援認定の有効期間終了日もしくは必要に応じて随時

## (3) 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

基本調査の結果では例外給付の対象とならない事例についても、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができるとされています。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者  
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者  
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者  
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注：括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものの例示になります。括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もあります。

## 3 栗原市における例外給付の確認手続きについて

栗原市へ例外給付に係る確認手続きが必要な場合は、下記手順を参照の上、必要な手続きを行ってください。

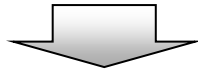
### (1) 軽度者の状態確認

ケアマネジャー等は、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」の i) ～ iii) のいずれかに該当する可能性があるかどうかを確認する。



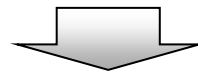
## (2) 医師への照会

ケアマネジャー等は、当該被保険者の状態像が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」の i) ~ iii) に該当するかどうか医師に照会する。(電話・書面・面会等で確認すること)



## (3) サービス担当者会議の開催

(2)において、医師から「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」の i) ~ iii) に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等について、サービス担当者会議の記録等として、所定様式に記入しておくこと。



## (4) 「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認申請書(以下「確認申請書」という。)」の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であると判断された場合、ケアマネジャー等は、市介護福祉課に「確認申請書(別紙様式)」を提出する。

- 【添付書類】①居宅(介護予防)サービス計画書 第1表~第3表の写し  
②サービス担当者会議の要点の写し  
③医師の医学的な所見のわかるものの写し



## (5) 栗原市での確認

栗原市は、「確認申請書」の内容が添付書類等により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、例外給付の可否についてケアマネジャー等へ文書で通知する。

### 【確認の判断基準】

貸与「可」の判断	ア 確認申請書の全ての項目に、必要事項が適切に記載されていること。 ※「該当する状態」欄において、該当する番号に○をつけてください。 ※「医師の医学的な所見」欄に、確認日、医師名、医療機関名を記載してください。 イ サービス担当者会議の要点に、開催日、出席者、福祉用具貸与の例外給付についての検討内容の全てが記載されていること。 ※疾病名等のみを記載し、例外給付の対象とすべき状態像が具体的に明らかにされていない場合は、「否」の判断とします。 ※主治医等がサービス担当者会議に出席することができず、情報提供を求めた場合は、照会日と回答日、回答者、照会内容と回答内容についても記載してください。  ※上記、ア、イの全てが申請書及び添付書類で確認できれば、貸与可の判断となる。⇒例外給付可
貸与「否」の判断	※上記ア、イのうち一つでも確認できない内容がある場合は、貸与不可の判断となる。⇒例外給付不可

## 4 確認の有効期間について

### (1) 開始日

①確認申請書記載の利用（貸与）開始日

②確認申請書を受理した日の属する月の1日

①、②のうちいずれか遅い日から給付を認めます。

また、要介護認定の結果が様々な事情により遅れる場合がありますので、その場合は、要介護認定日から30日以内に確認申請書を提出いただければ、申請月を跨いだ場合でも①の日から保険給付を認めます。

### (2) 終了日

要介護認定又は要支援認定の有効期間の終了日

なお、要介護認定申請中に暫定プランで申請いただいた場合は、認定の結果が出るまでの期間、保険給付を認めます。

## 5 その他留意事項

### (1) 要介護認定申請時における確認申請について

#### ①新規申請

申請時に暫定で福祉用具の貸与を受ける場合は、確認申請書の提出が必要です。医師の所見を確認したうえで、所定の手続きをお願いします。なお、添付書類の居宅（介護予防）サービス計画書については、暫定の計画書を提出してください。

認定の結果、「非該当」の場合は、その間の利用について全額自己負担となります。「要介護1以下（自動排泄処理装置は要介護3以下）」の場合は、通常の申請が再度必要となります。なお、「要介護2以上（自動排泄処理装置は要介護4以上）」の場合は、再度の申請は不要です。

#### ②更新・区分変更申請

ア 申請時に初めて福祉用具の貸与を受ける場合

更新・区分変更いずれの場合も、申請時に暫定で福祉用具の貸与を受ける場合は、確認申請書の提出が必要です。新規申請の際と同様に手続きをしてください。

イ すでに軽度者として例外給付を受けていた方が、更新・区分変更後も継続して福祉用具を使用する場合

有効期間の終了前に認定結果が出た場合は、所定の手続きをお願いします。

有効期間の終了までに認定結果が出ない場合は、新規申請の際と同様に暫定プランで確認申請書を提出してください。なお、認定後の取り扱いも、新規申請の際と同様です。

※認定日から30日以内に確認申請書を提出いただければ、申請月を跨いだ場合でも確認申請書記載の利用（貸与）開始日から保険給付を認めますが、30日を超えて確認申請書が提出された場合は、確認申請書を受理した日の属する月の1日までしか遡ることはできません。

ウ 要介護2以上の方が、更新・区分変更の結果、軽度者となり、新たに福祉用具の例外給付を受ける場合

要介護2の有効期間終了後は、確認申請をしないと保険給付は受けられなくなりますので、速やかに手続きをお願いします。

なお、区分変更申請をされる場合は、暫定プランによる申請をお願いします。

(2) 確認申請の有効期間内に事業所が変更になった場合について

事業所が変更となる場合は、市へ連絡ください。事業所間で確認通知書の写しの受け渡しを行うなど、確実に引き継ぎを行っていただければ、再度の確認申請は不要です。

(3) その他

例外給付の確認申請をせずに保険給付を受けた場合は、不適切な給付として返還を求める場合があります。

問い合わせ先  
栗原市市民生活部介護福祉課  
介護保険係 TEL0228 (22) 1350  
E-mail kaigo@kuriharacity.jp